

告示第1001号
令和8年5月27日

熊本市が送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達する。

当該書類は熊本市で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊 本 市 長 大 西 一 史

- 1 公示送達の効力の発生日
掲示を始めた日から起算して七日を経過した日
- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
ツツミ アヤノ

プライバシー保護の観点から、公示送達の内容及び住所は記載していません。
お問い合わせの際には、この文書の右上にある告示番号と日付、氏名をお伝えください。